

## 令和4年度第1回滋賀県総合教育会議の結果について

### 1. 会議概要

日時：令和4年5月11日(水)15:00～17:00

場所：県庁東館7階大会議室（一部出席者はオンライン会議システムを活用）

出席者：三日月知事、中條副知事、福永教育長、岡崎委員、窪田委員、石井委員

ゲスト：滋賀県スクールソーシャルワークスーパーバイザー 北居 理恵

議題(1)次期「滋賀の教育大綱」策定の進め方について

(2)困難な環境にある子どもたちの学びへの支援について



### 2. 会議進行

#### 議題(1)

次期「滋賀の教育大綱」策定の進め方に関して、スケジュールや枠組等について協議を行った。

#### 議題(2)

事務局からの現状に関する説明や、ゲストからの現場の取組に関する発表を踏まえ、困難な環境にある子どもたちに対する支援や、教育と福祉の連携のあり方について意見交換を行った。

##### ゲスト発表骨子

- ・福祉的な課題のある家庭への支援の実際
  - 臨時休業等の状況に応じた子どもへの支援の取組
  - 子ども食堂の取組
  - 不登校の状態にある子どもへの支援の取組

### 3. 開催結果

#### 議題(1)の協議結果

本年度から次期教育大綱の策定に着手し、令和5年12月を策定の目途とすることや、本年度および来年度の総合教育会議各回において次期大綱に関して協議すること、教育大綱を教育振興基本計画と一体的に策定すること、計画期間を5年とすること等について、共通理解が図られた。

#### 議題(2)における主な意見等

##### (1) 教育と福祉、各主体における取組について

- ①民間団体は子どもたちを支える社会資源であり、その力を活用するために連携していくことが重要。教育と福祉の様々な機関をつなぎ、活動の環境を整えることが重要。(知事、委員、ゲスト)
- ②学校によって、子どもたちへの対応に温度差がある。子どもたちの多様性を認めることが大切であり、教職員の意識改革を通じて、県内で共通理解を図る必要がある。(教育長、ゲスト)
- ③学校に来ることができない子どもたちに介入できていない状況があり、教員に支援したい思いはあっても、学校での職務に追われ、家庭訪問ができない。対応する人材の配置であるとか、教員が余裕を持って子どもと向き合える環境の整備が求められる。(中條副知事、教育長、ゲスト)
- ④企業は、様々な国の人々を雇用しており、その子どもたちの教育について、どのような立ち位置から貢献できるのか、熟考が必要。人材確保の要請から多国籍化する地域にあって、子どもたちの学びを保障していくことは重要である。(知事、委員)
- ⑤支援したい思いを持つ人が活動しやすくなる仕組みづくりが重要。活動のネックになる課題を把握して、解決を図る必要がある。(教育長、ゲスト)

##### (2) 困難な環境にある子どもたちへの支援のあり方について

- ①国際的に、日本の子どもの精神的な幸福度や満足度は、身体的な健康と比較して相対的に低い。子どもたちが一番求めているのは、大人の笑顔と、話を聞いてくれる場である。ご飯や遊び道具以上に、笑顔で優しく接する大人の対応が重要である。(委員、ゲスト)
- ②教員が笑顔で子どもたちに接することができる学校現場づくりが大切。一人ひとりを大事にする視点や、子どもたちの学びを大人の笑顔で包み込んでいける環境づくりが望まれる。(知事、教育長)

- ③いろいろな国籍の方々と共に学び、子どもの学びを中心に据えた地域が、選ばれる地域になり、多文化共生、異文化交流や一人ひとりのウェルビーイングの実現につながる。(知事)
- ④子どもたちは、ヤングケアラーであると言い出しづらい。アンケートや一人一台端末の活用を工夫するなどして、プッシュ型でSOSを拾う機会を設けることが望まれる。(教育長、ゲスト)
- ⑤支援の現場では、必要性の高い方を対象とする場合に取組がなかなか「広がらない」問題や、対象を緩やかにした場合に取組が必要な方に「届かない」問題が指摘されているが、問題を克服し、子どもたちの学びや生きていくことに対してしっかりサポートすべきである。(知事)

### (3) まとめ

- 「困難な環境にある子どもたちの学びへの支援について」という言葉を、次のとおり三つに分けて取り組みたい。
- ・不登校やヤングケアラー等の「困難な環境」の実態を深掘りすること。
  - ・「子どもたちの学び」を充実させ、笑顔につなげるため取り組むこと。
  - ・「支援」に対して思いを持っている人が取り組みやすい環境や仕組みを研究すること。(知事)

## 第1回総合教育会議

# 困難な環境にある子どもたちの現状

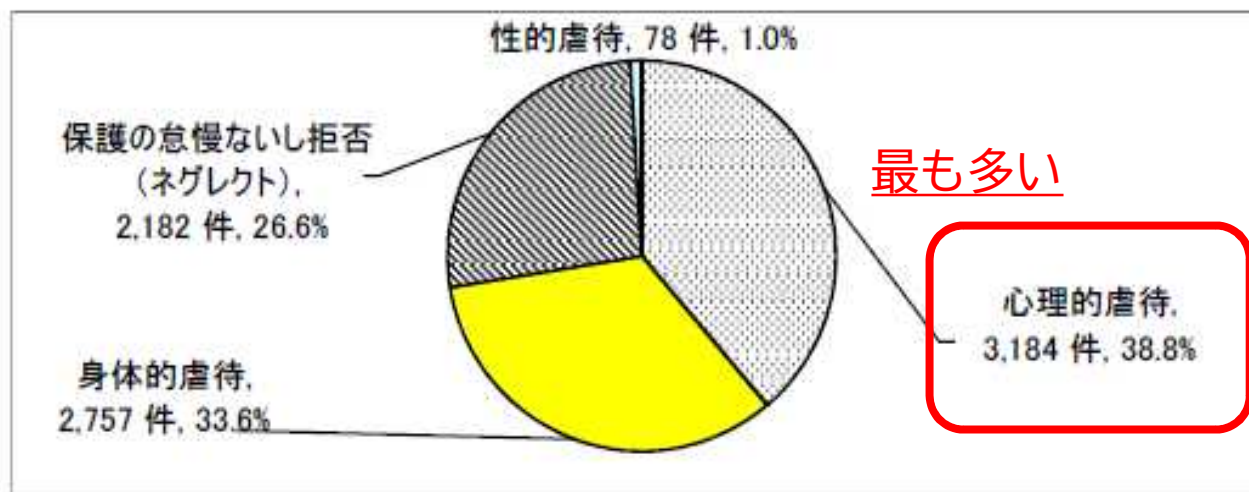
幼小中教育課  
生徒指導・いじめ対策支援室

# 1. 虐待・貧困

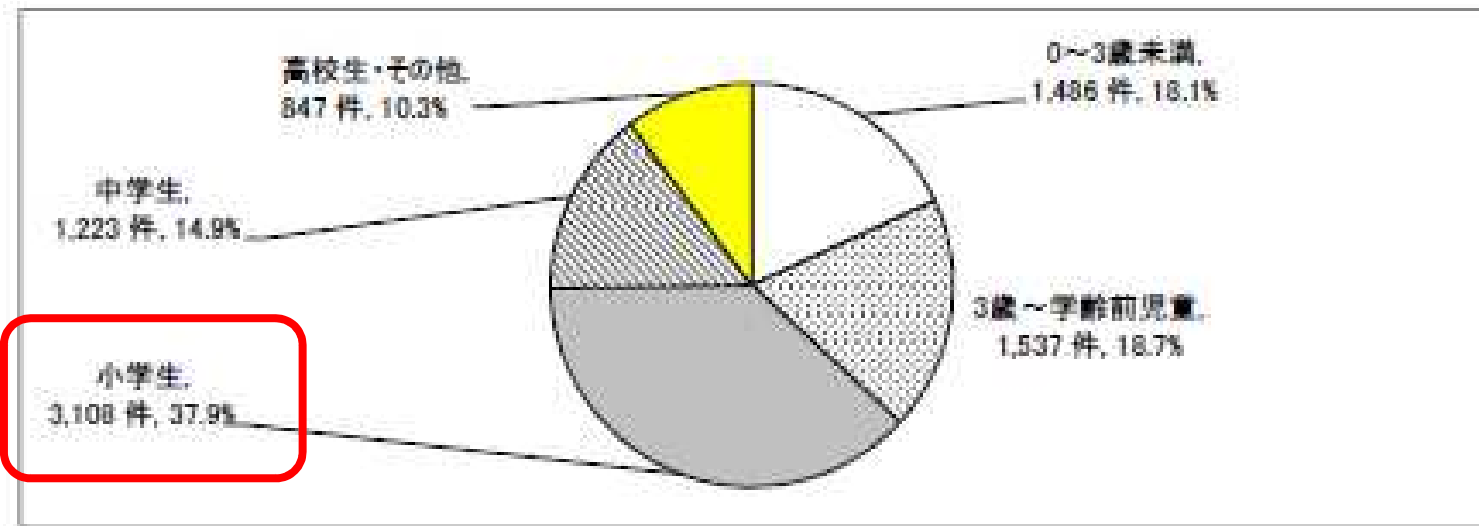
# (1) 虐待相談件数 (滋賀県)



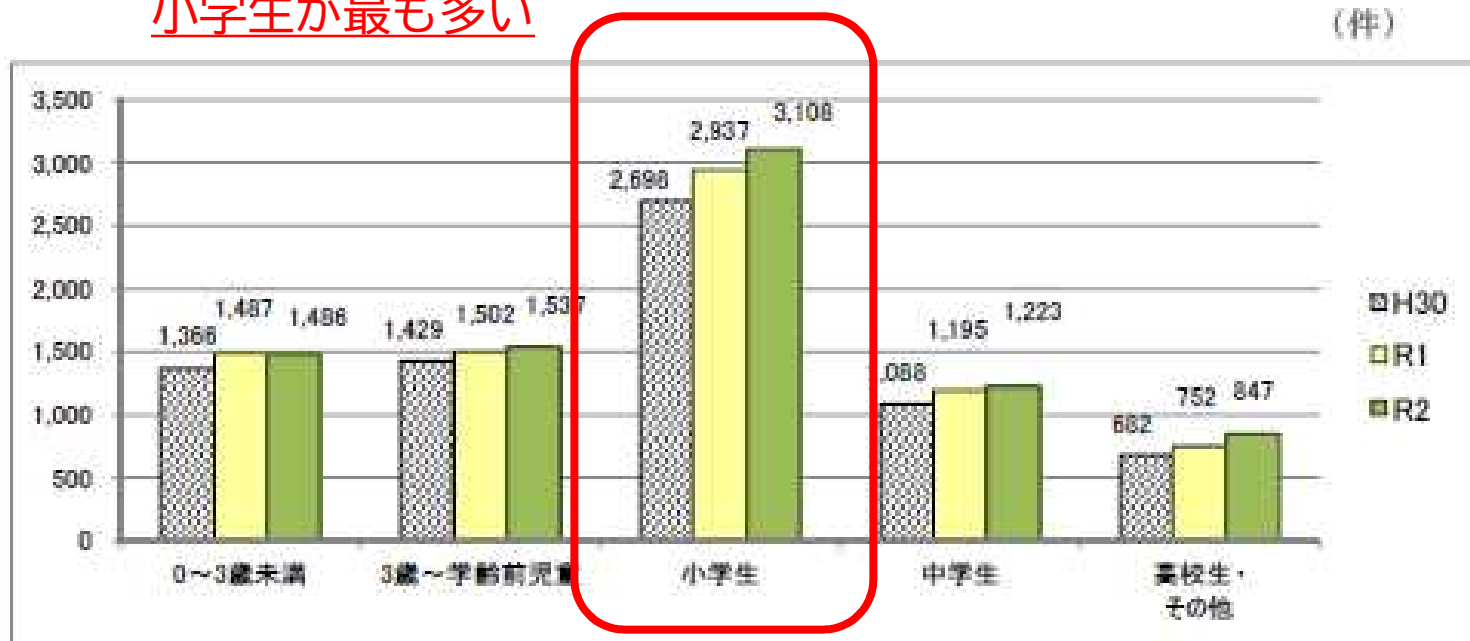
# (2) 虐待種別 (滋賀県)



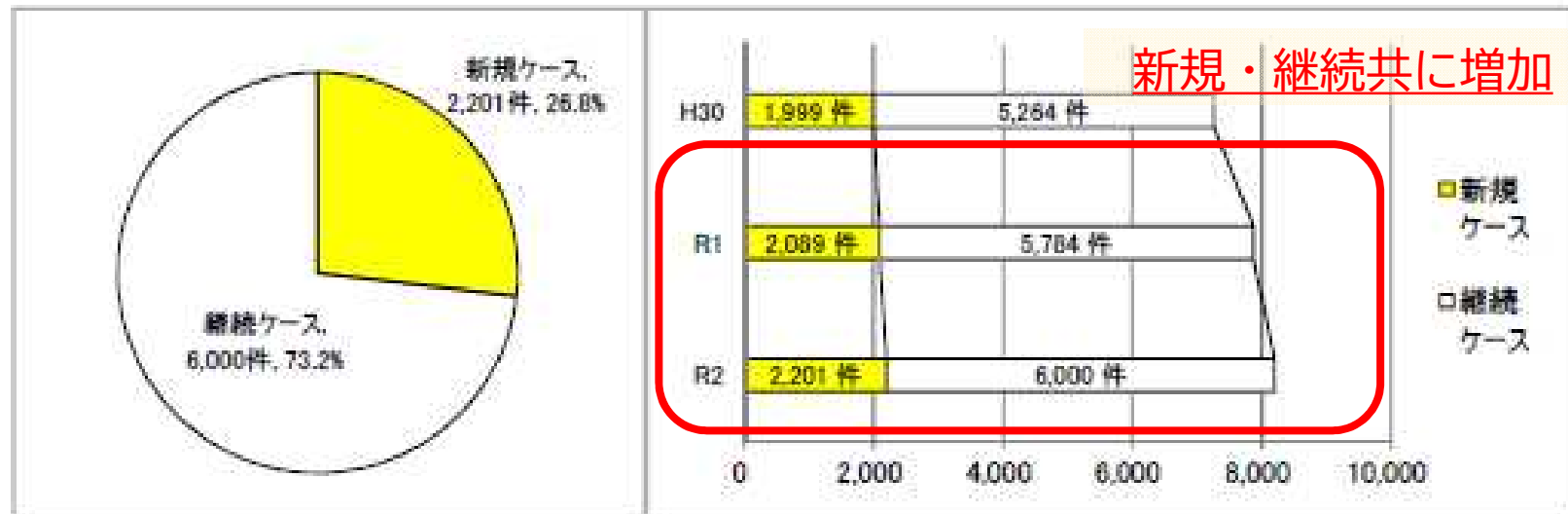
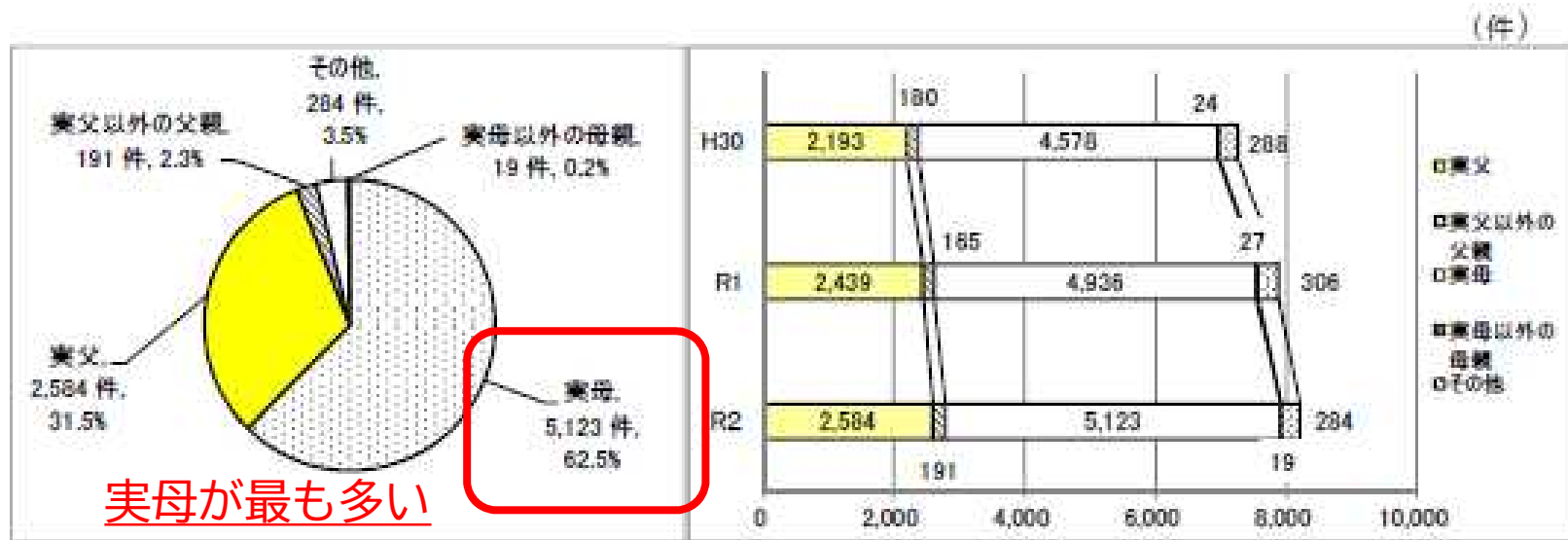
### (3) 年齢別 (滋賀県)



小学生が最も多い



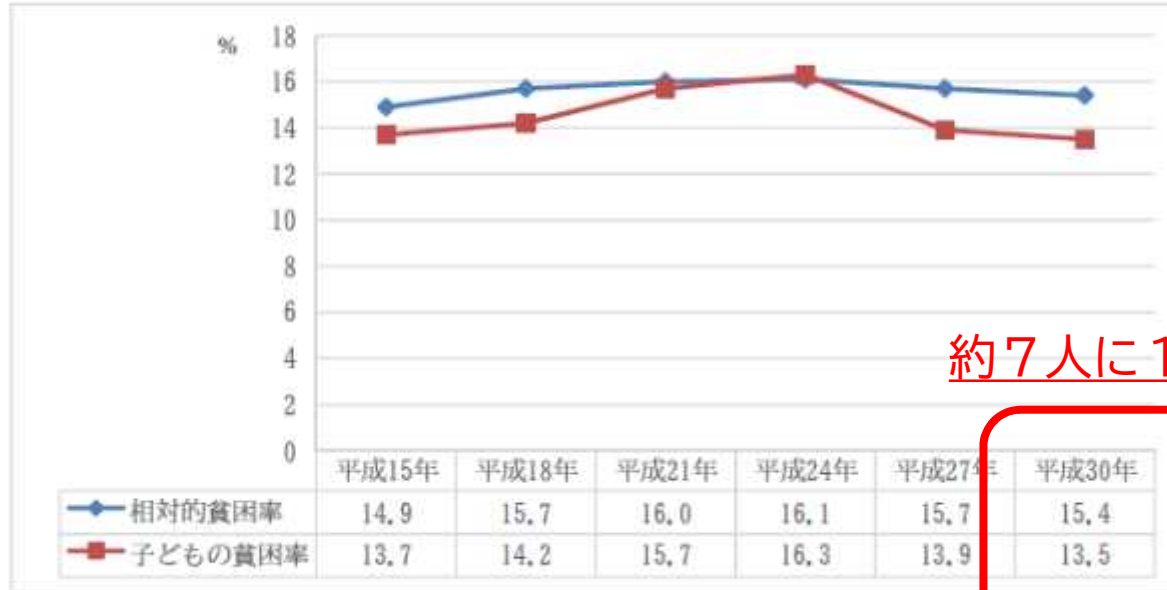
# (4) 主な虐待者の内訳と新規・継続別割合 (滋賀県)





# (5) 子どもの貧困率など

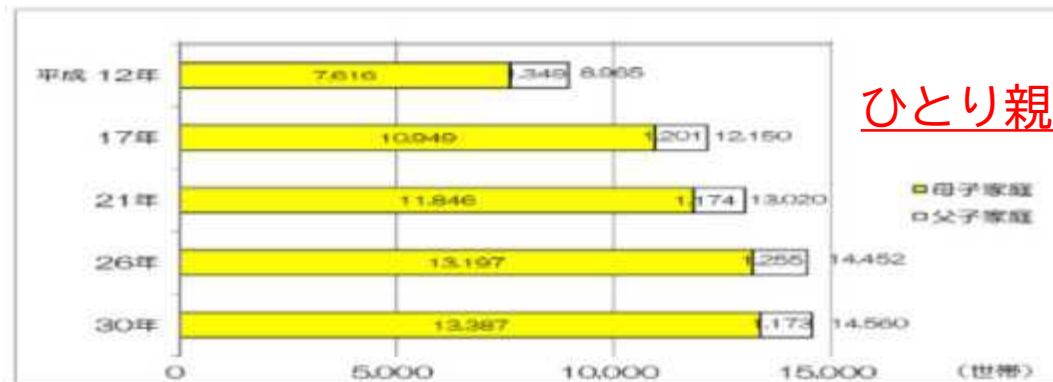
■相対的貧困率の年次推移 (全国)



約7人に1人は貧困状態

(出典) 厚生労働省 国民生活基礎調査結果

■ひとり親家庭等の世帯数の推移 (滋賀県)



ひとり親家庭の世帯数は増加

(出典) 滋賀子ども・若者プラン 令和2年(2020年)3月

# ヤングケアラー

○令和2年度に、厚生労働省がヤングケアラーの実態把握のための調査を実施。

【全国の市町村の要保護児童対策地域協議会を対象とした調査結果】

「ヤングケアラー」という概念を

「認識している」が76.5%

「昨年度までは認識していなかったが、認識するようになった」が16.8%、

「認識していない」が6.6%

【中学生や高校生に対してのアンケート結果】

→「世話をしている家族がいる」と回答

中学生が5.7%（約17人に1人）

高校生が4.1%（約24人に1人）

## ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りを行っている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている

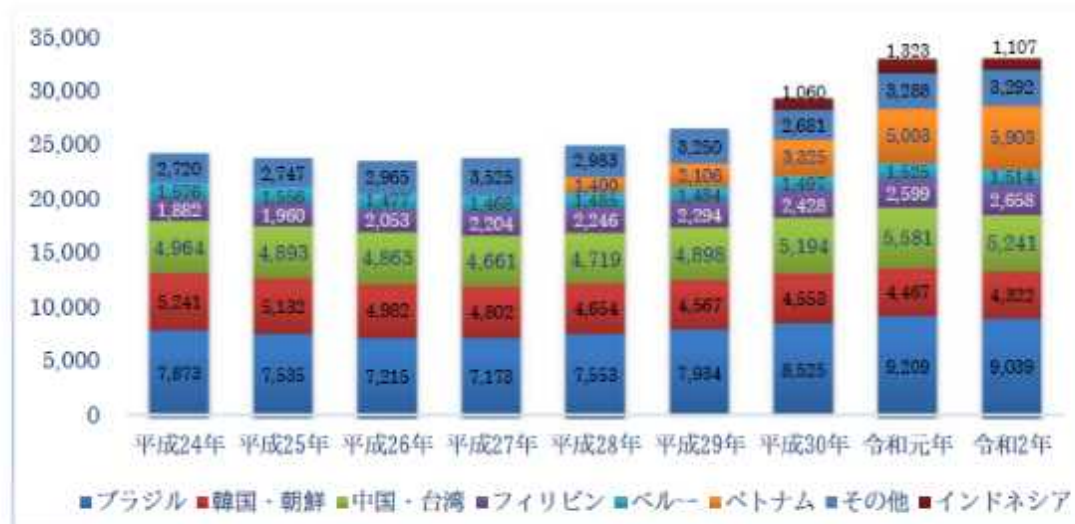


障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

## 2. 日本語指導が必要な 外国人児童生徒等

## (1) 外国人人口の推移 (滋賀県)

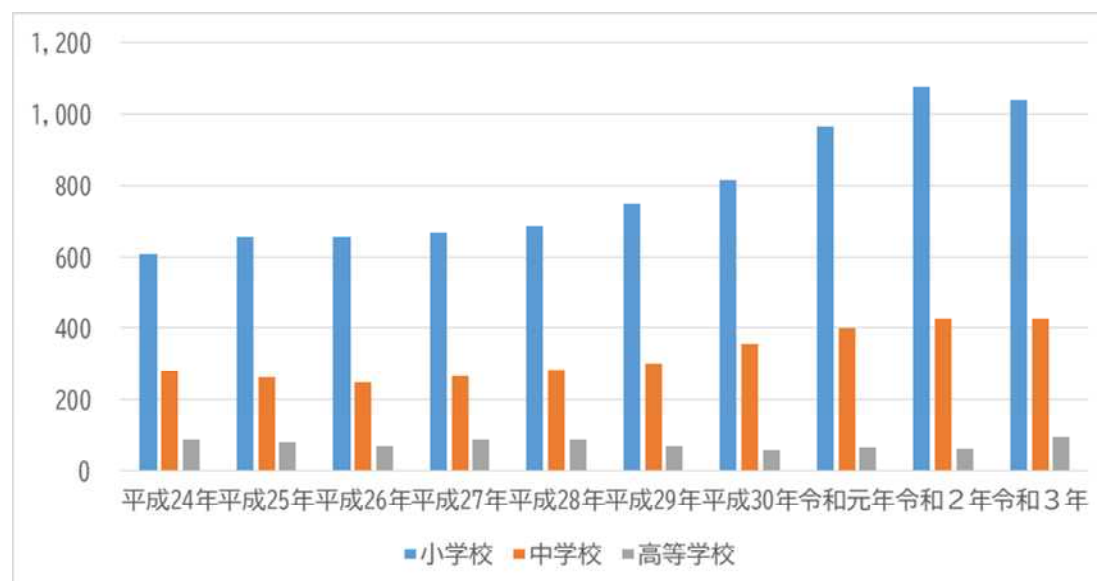
増加傾向にある



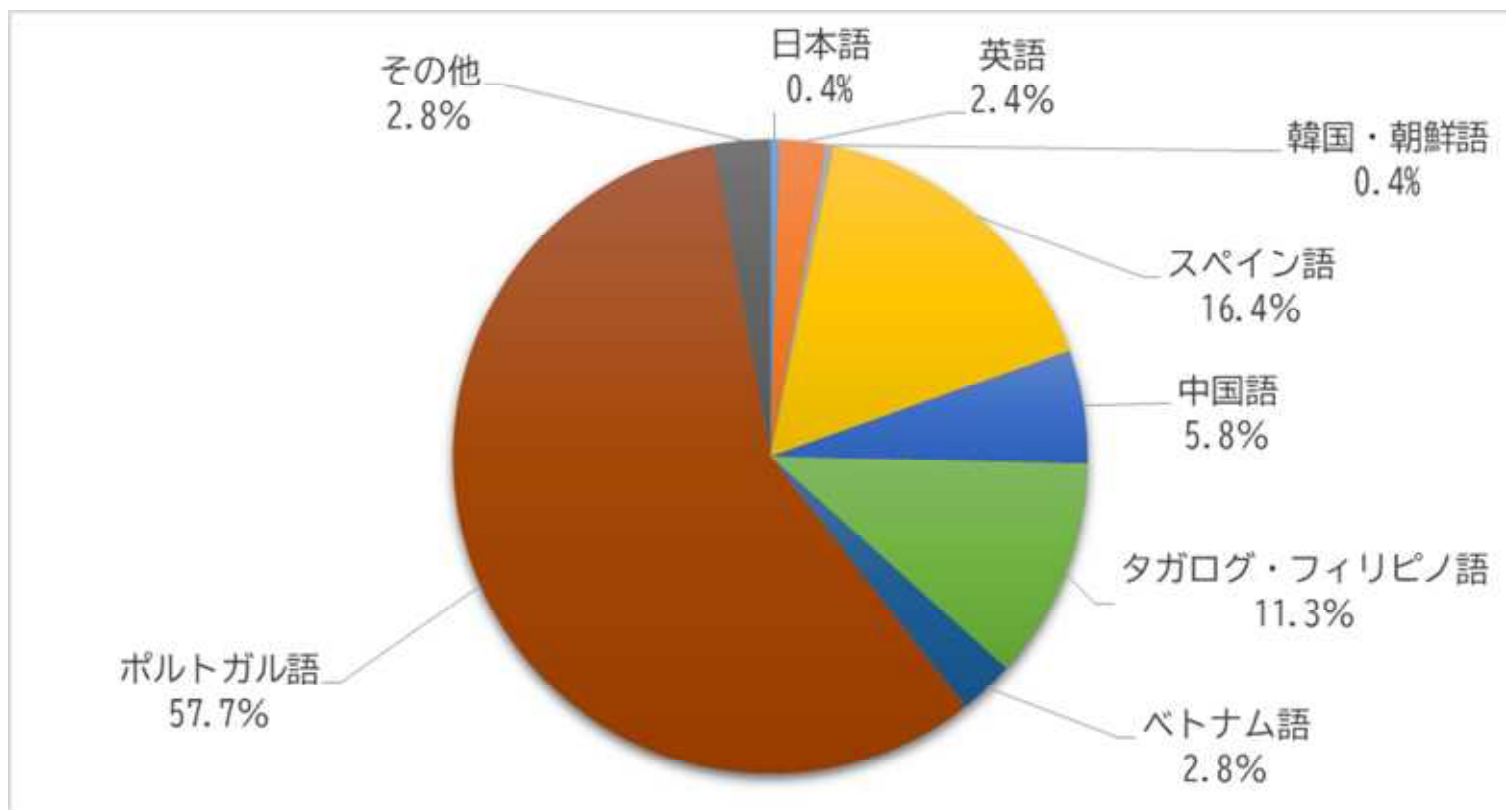
(出典) 住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課 各年12月末現在

## (2) 日本語指導が必要な 外国人児童生徒（等）の在籍数の変化 (滋賀県)

増加傾向にある



### (3) 日本語指導が必要な児童生徒数の言語別割合 (滋賀県)

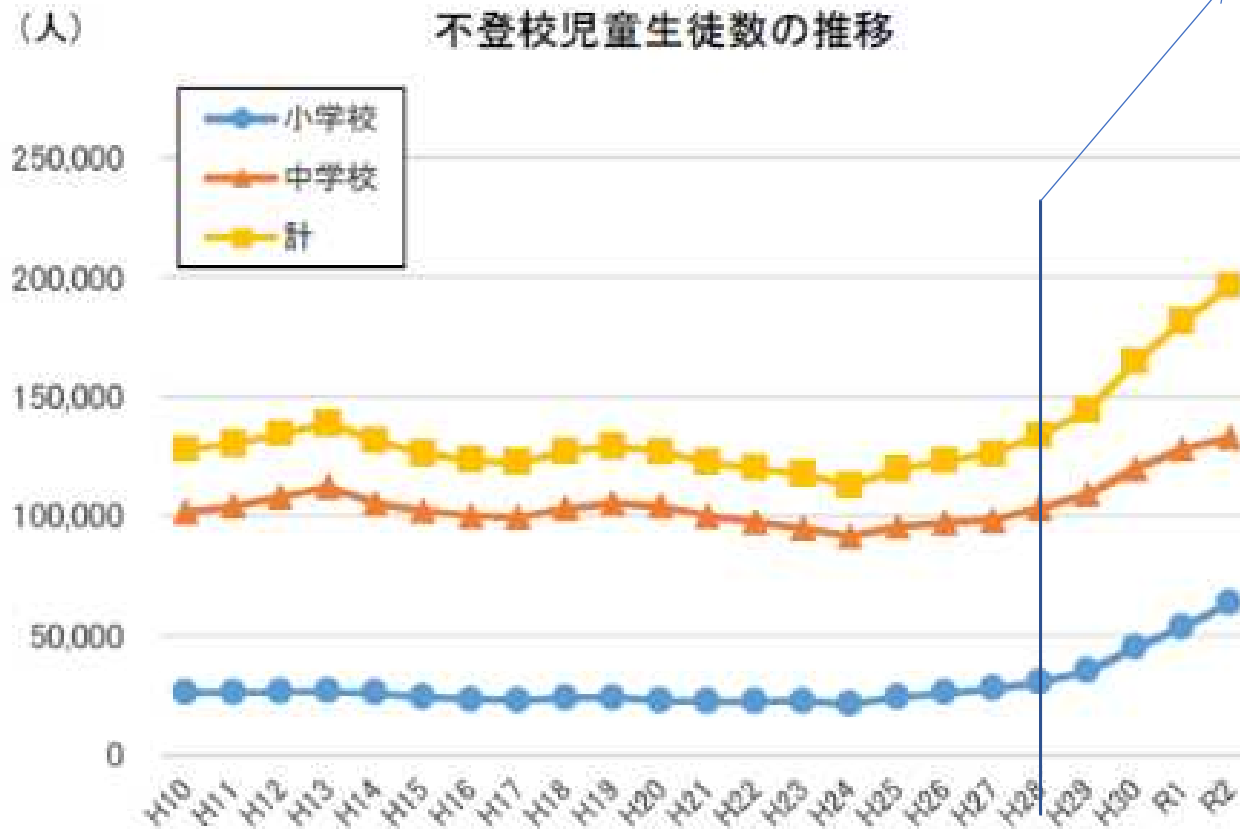


幼小中教育課・高校教育課データより加工

# 3. 不登校

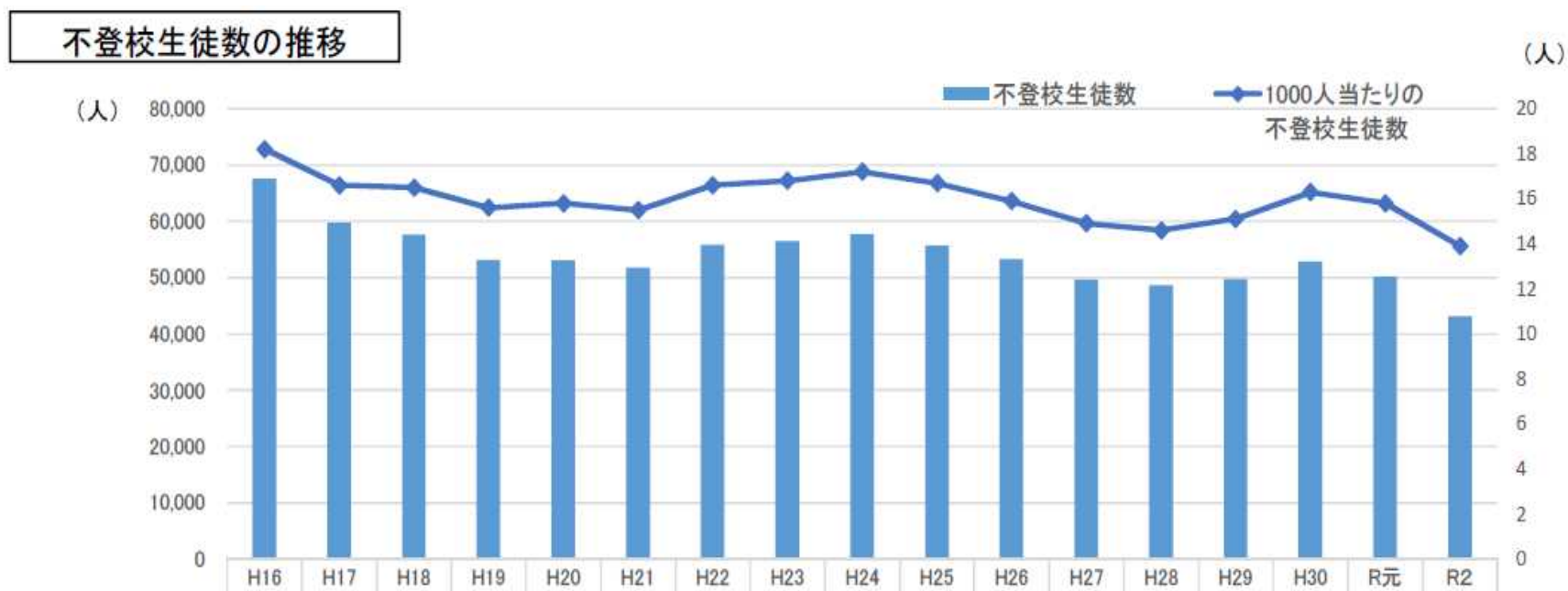
# 全国の小・中学校における不登校の状況について

平成28年12月教育の機会確保法制定  
(平成29年2月施行)



(文部科学省)  
令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の  
諸課題に関する調査結果の概要

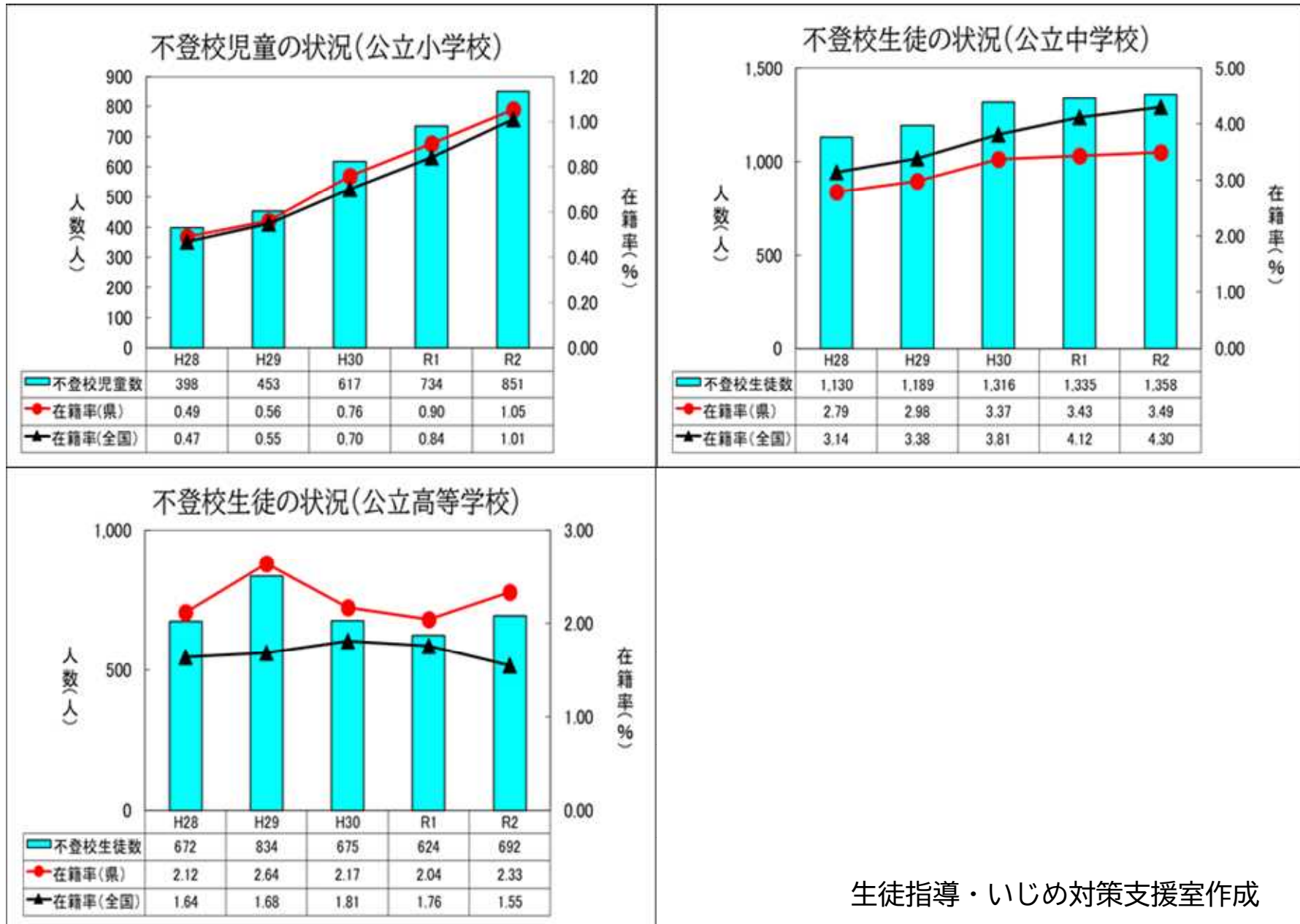
# 全国の高等学校における不登校の状況について



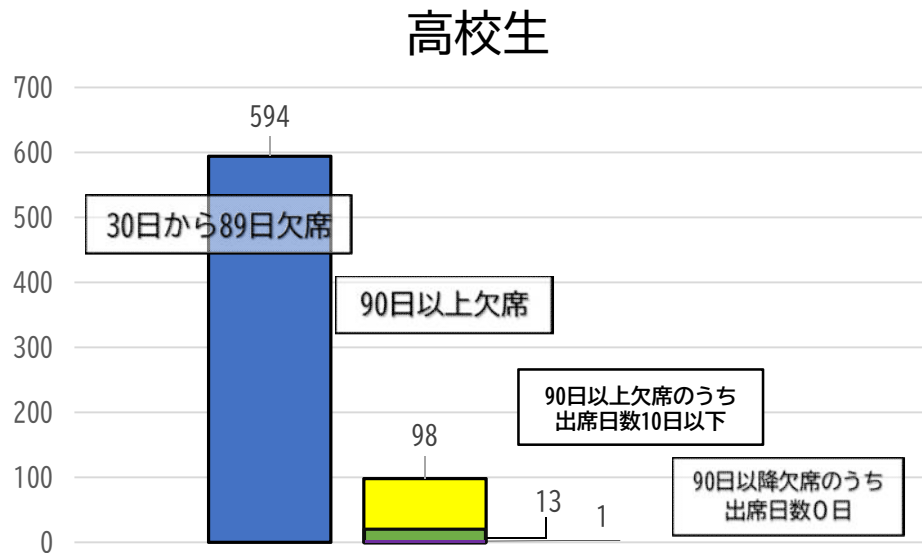
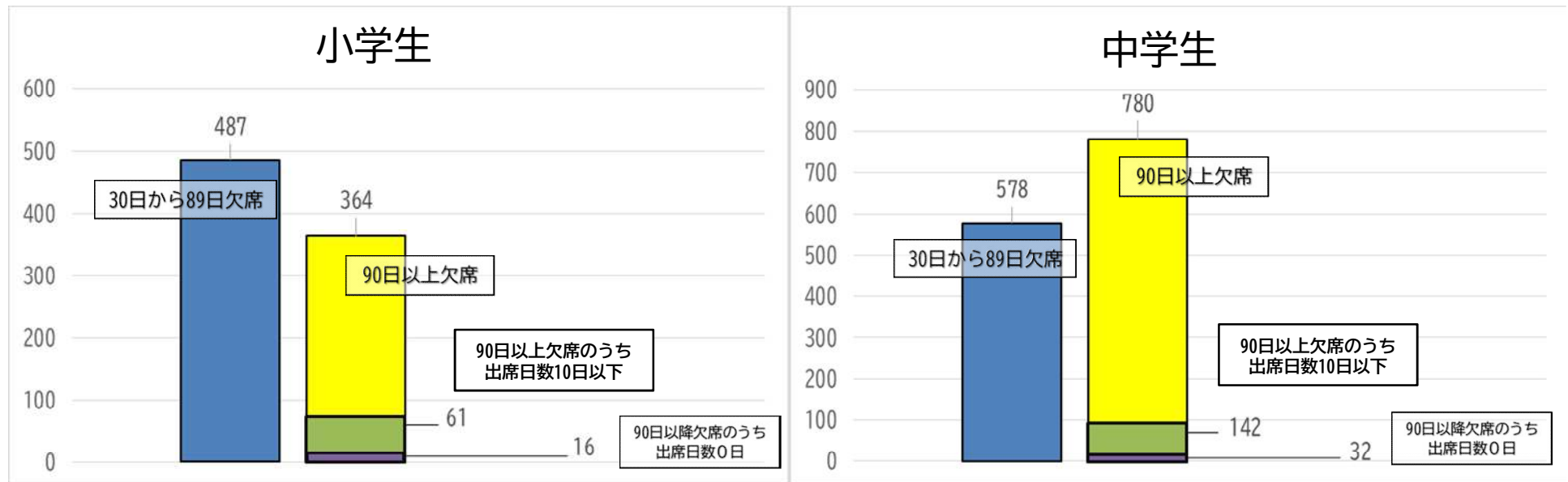
(文部科学省)  
令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の  
諸課題に関する調査結果の概要



# 不登校児童生徒数の推移



# 不登校児童生徒数の出席日数



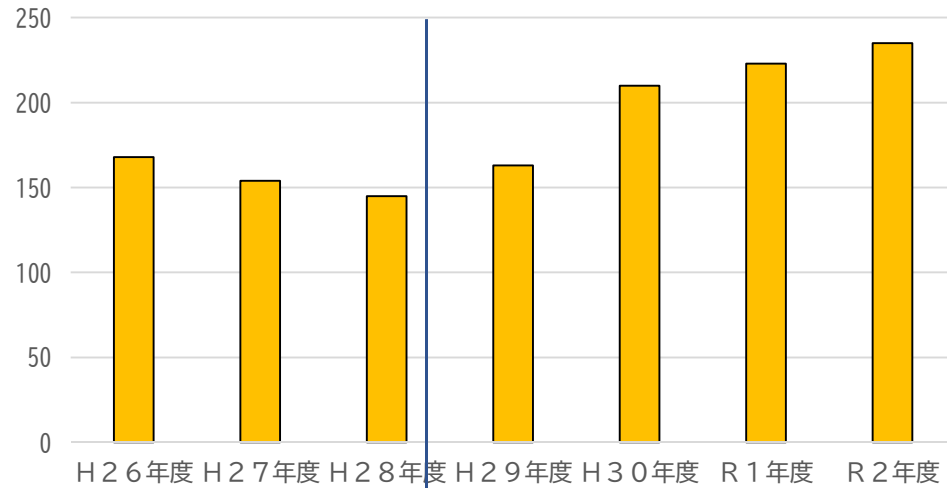
生徒指導・いじめ対策支援室作成

# 不登校の要因

区分		学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動，部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学，転編入学，進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力，不安	
小学校	人数(人)	0	40	14	23	3	0	6	16	21	131	16	111	443	27
	割合(%)	0.0	4.7	1.6	2.7	0.4	0.0	0.7	1.9	2.5	15.4	1.9	13.0	52.1	3.2
中学校	人数(人)	0	157	4	78	20	4	3	45	17	113	18	217	638	44
	割合(%)	0.0	11.6	0.3	5.7	1.5	0.3	0.2	3.3	1.3	8.3	1.3	16.0	47.0	3.2
高等学校(全日制)	人数(人)	2	63	4	80	24	2	4	55	8	22	12	72	209	1
	割合(%)	0.4	11.3	0.7	14.3	4.3	0.4	0.7	9.9	1.4	3.9	2.2	12.9	37.5	0.2
高等学校(定時制)	人数(人)	0	4	0	3	2	0	1	17	3	3	2	38	61	0
	割合(%)	0.0	3.0	0.0	2.2	1.5	0.0	0.7	12.7	2.2	2.2	1.5	28.4	45.5	0.0

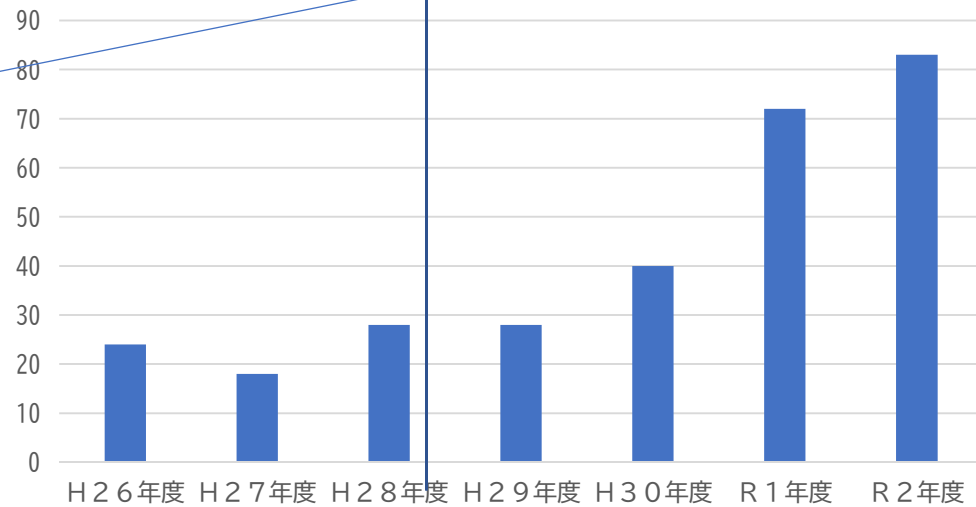
# 小中学生における関係機関連携

教育支援センター



平成28年12月教育の機会確保法制定  
(平成29年2月施行)

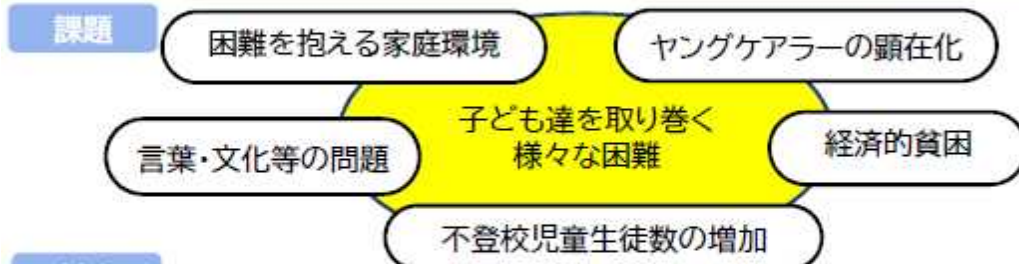
民間団体・民間施設



# 困難な環境にある子どもたちの学びへの支援 【予算額 214.2百万円】



Mother  
Lease



教育委員会事務局

幼小中教育課	(内 4665)
生徒指導・いじめ対策支援室	(内 4668)
生涯学習課	(内 4654)

**施策の目的**

子どもたちが一人ひとりの学びを深められる社会の実現  
～様々な困難な状況にある子どもたちをサポート～

**対応**

様々な困難に対応する支援策

急激に変化する社会にあっても、子どもたちが、たくましく生きていけるよう、困難な環境にある子どもたちの学びへの支援を強化する。



**スクールカウンセラー等活用事業【161.9百万円】**

・スクールカウンセラーによる児童生徒への面談や心理授業等により、ストレスや不安を軽減し、いじめや不登校の未然防止、早期対応を促進。



**スクールソーシャルワーカー活用事業【47.0百万円】**

・スクールソーシャルワーカーによる福祉的な支援方法により、児童生徒を取り巻く環境の調整・改善を進め、個々の問題の解決を促進。

サポートの充実

**家庭教育の基盤構築を支援する地域の人材育成事業【1.4百万円】**

・地域の実態に応じた訪問型家庭教育支援モデルの構築・普及  
・専門的な講座等による支援人材の育成・確保、支援体制の構築を推進



支援人材の育成

**新 教育と福祉の連携による不登校対応支援体制整備事業【1.4百万円】**

・学識経験者等による、不登校の背景・対応等を研究し、教員の資質向上のための研修を実施  
・不登校等の課題に対してスクールソーシャルワーカーを活用し、教育と福祉の連携により対応する仕組づくりを普及、推進



支援体制整備の推進

**新 外国人児童生徒等一人ひとりの学び支援事業【2.5百万円】**

・母語支援員の派遣や、1人1台のパソコン端末等のICT機器を活用した言語支援  
・教員の学校間のネットワーク化等を行いながら、一人ひとりの学びを保障



言語支援等の充実

基本構想実施計画1-(5) 子どもがたくましくしなやかに生きる力を身につけるための教育